

## ～申請前チェックリスト～（県外校用）

提出前にもう一度確認をお願いします。

記入漏れ等の不備がある場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

### ◎ 全世帯 共通

- 受給申請書（様式第1号）の様式は、申請の種別に合ったものを選択していますか。 ※申請書表面の右上を確認
- 受給申請書（様式第1号）の申請年月日は、基準日（原則は令和7年7月1日）以降になっていますか。
- 受給申請書（様式第1号）の①について、5点ともレ印が付いていますか。
- 申請者（保護者等）の氏名、住所及び連絡先等に誤りや記入漏れはありませんか。  
（申請後に変更になった場合、当課学費軽減ヘルプデスクに必ず連絡してください。）
- 申請対象生徒（高校生等）の氏名、生年月日及び在学学校名（課程）に誤りや記入漏れはありませんか。  
（過去に在籍していた高等学校等が存在する場合、前籍校の情報も漏れなく記入してください。）
- 振込口座届（様式第9号）の口座名義は、申請者（保護者等）又は対象生徒（高校生等）いずれかの名義になっていますか。（申請後、提出した口座名義に変更が生じた場合は速やかに当課学費軽減ヘルプデスク御連絡ください。）
- 振込口座届には、預金通帳又はキャッシュカード等の写しが添付されていますか。
- 振込口座届に記入した内容と添付した預金通帳等の内容が一致していますか。
- 基準日時点の在学学校及び課程（全日制・定時制・通信制・専攻科等）が分かる在学証明書（様式第12号又は学校所定の様式であり、いずれも学校長の印が押印されているもの）を添付していますか。
- 世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）を添付していますか。
- 住民票の発行年月日は基準日（原則は令和7年7月1日）以降ですか。
- レ印を付けるべき箇所に抜けはありませんか。

### ○ 生活保護（生業扶助）受給世帯

- 生業扶助受給証明書（様式第11号）又は生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書（いずれも公印が押印されているもの）が添付されていますか。
- 生業扶助受給証明書（様式第11号）又は生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書の発行年月日は基準日（原則は令和7年7月1日）以降ですか。

### ○ 家計急変世帯

- 急変後の所得を証明する書類として、源泉徴収票や確定申告書の写し等が添付されていますか。
- 急変事由を証明する書類として、雇用保険受給資格者証の写しや戸籍全部事項証明書等が添付されていますか。
- 家計急変事由調査票（様式第15号）が添付されていますか。

※ その他、家計急変世帯の提出書類の詳細については、当課ホームページやリーフレットを確認してください。

### 問い合わせ先

埼玉県 総務部 学事課 学費軽減ヘルプデスク  
TEL：048-830-2725